

中原区総合子どもネットワーク設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中原区における子ども・子育て支援を推進するとともに、関係団体・機関等による情報交換、相互協力等によるネットワークを構築することで、子どもの健やかな成長を促す環境の整備や仕組みづくりを行うために、中原区総合子どもネットワーク(以下「子どもネット」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子どもネットは、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 中原区総合子どもネットワーク会議(以下「子どもネット会議」という。)の開催
- (2) 中原区における子ども・子育て支援の検討及び推進
- (3) 関係団体・機関等による情報交換及び相互協力等
- (4) その他、前条の目的に必要な事項

(構成)

第3条 子どもネットの委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる子ども・子育て支援に関係する団体・機関等から推薦された者
 - (2) その他、子どもネットの趣旨を踏まえ、区長が必要と認める者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 期間内に新たに推薦された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 子どもネットに代表1人、副代表1人を置く。

- 2 役員を選出は構成員による互選によって選出する。
- 3 代表に事故あるときは、副代表が代理する。

(会議)

第5条 子どもネット会議は代表が招集し、その議長となる。ただし、委員改選後、最初に開催される子どもネット会議は、中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長が招集する。

- 2 第3条に定める団体・機関の代表がやむを得ず欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 子どもネット会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 子どもネットには、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の目的・構成組織等については、子どもネット会議において定める。

(議決)

第7条 子どもネット会議において議決が必要な時は、委員の過半数を以って決する。

(事務局)

第8条 子どもネットに事務局を設け、中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子どもネットの運営に関する事項については、子どもネット会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

中原区総合子どもネットワーク構成

関係団体・機関等
中原区社会福祉協議会
中原区民生委員児童委員協議会
中原区主任児童委員部会
かわさき市民活動センター
中原区内民営保育園
川崎市幼稚園協会
川崎市看護協会
中原区内地域子育て支援センター
児童家庭支援センター
川崎市中央療育センター
川崎市国際交流協会
中原区PTA協議会
中原区子ども会連合会
ボーイスカウト・ガールスカウト中原区協議会
中原区青少年指導員連絡協議会
中原区スポーツ推進委員会
中原少年補導員連絡会
中原警察署
中原区地域教育会議
川崎市中原区医師会
中原区保護司会
NPO法人 わになろう会
川崎市生涯学習財団
一般社団法人 武蔵小杉エリアマネジメント
教育委員会事務局学校教育部
中原区内公営保育園
中原区内市立小学校
中原区内市立中学校
中原区内市立高等学校
南部児童相談所
中原図書館
中原市民館